

川崎市都市計画審議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市都市計画審議会条例（平成12年川崎市条例第26号）に定めるもののほか、川崎市都市計画審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(関係職員の出席)

第2条 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明を聴くことができる。

(小委員会)

第3条 審議会は、その定めるところにより、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 小委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、小委員会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 委員長は、小委員会の事務を掌理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。